

官報

号外

令和三年四月二十七日

○第二百四回 衆議院会議録 第二十五号

令和三年四月二十七日(火曜日)

議事日程 第十七号

令和三年四月二十七日

午後一時開議

- 第一 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

日程第二 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第一、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長あべ俊子君、右両件を一括して議題といたします。

〔あべ俊子君登壇〕

○あべ俊子君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日・インド物品役務相互提供協定は、令和二年九月九日にニューデリーにおいて署名されたもので、自衛隊とインド軍隊との間で物品役務を相互に提供する際の決済手続等を定めるものでござい

ます。日・EU航空安全協定は、令和二年六月二十二日にブリュッセルにおいて署名されたもので、双方の航空当局による民間航空製品に対する重複した検査等を可能な限り省略するための枠組みを定めるものでございます。

両件は、去る二十日外務委員会に付託され、翌二十一日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十三日に質疑を行い、質疑終了後、まず、日・インド物品役務相互提供協定について、討論の後、採決を行いましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決し、次に、日・EU航空安全協定について採決を行いましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第二につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

厚生労働省としては、引き続き、変異株に関する情報収集、水際対策の強化や監視体制の強化など、感染拡大防止対策を徹底してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲君です。

産業競争力強化法等の一部改正案について質問します。(拍手)

まず、先日の気候変動サミットで、二〇三〇年までの温室効果ガス排出量削減目標として、二〇一三年度比マイナス四六%を目指すこと、さらに、五〇%への上積みを図ることが表明されました。この四六%という数字の根拠を教えてください。

本改正案は、炭素生産性を高める設備投資への優遇税制を創設する内容ですが、中小企業は炭素生産性の評価自体が難しい現状があります。まずは、全ての事業者が炭素生産性を評価できるように環境整備や支援体制の整備が必要と考えますが、見解を伺います。

また、二〇三〇年の排出削減目標が大幅に引き上げられたことを受けて、本改正内容についても見直す必要があるか、認識を伺います。

D X投資促進税制については、取締役会等での意思決定を要件とすることは、経営変革に向けた責任の所在を明確化するものであり、評価します。

一方、クラウド技術の活用を要件としていることについては、疑問です。そもそも、この場合のクラウド技術とは何を指すのでしょうか。

昨年十二月に作成された「D Xレポート2」中間取りまとめで指摘されているように、D Xの本質は、経営情報の見える化の先にある経営改革と生産性改革です。本改正案においては、クラウド技術の活用ではなく、企業変革に資するデジタル情報活用技術などと、より包括的な概念とすべ

きではないでしょうか。

また、三年前に施行され、本年三月に廃止されたI O T税制の認定件数が二百件しかなかったことを踏まえると、計画認定を前提とした本改正内容が産業界の脱炭素化やD X促進を後押しする制度となるか、疑問です。これらの税制の利用数をどのように増やしていくか、伺います。

本改正案は、三年前に創設された規制のサンドボックス制度を恒久化する内容ですが、本年二月時点では認定実績が十九件しかなく、なぜ恒久化の判断に至ったのか、分かりません。本制度により規制が見直された事例や今後の規制見直しを期待される分野を教えてください。

経営力向上計画において、債務保証などのインセンティブを規定した上でデューデリジェンスに関する情報を記載できるようにしたことは、評価いたします。しかし、利用されなければ意味がありません。実際、経営力向上計画を作成した中小企業は昨年末時点で全体の三・二%しかありません。踏まえ、経営力向上計画やデューデリジェンスの重要性を一層周知することが必要と考えますが、見解を伺います。

同様に、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画についても、昨年末時点での作成率は〇・六%しかないことを踏まえ、今後どのように対応するか、伺います。

本改正により、適正な下請取引を示す振興基準の例示に発注書面の交付が明記されることは、評価します。しかし、そもそも、下請法第三条において、親事業者には書面交付の義務が課せられているはずですが、まずは下請法に基づく事業者への監督指導の強化で対応すべきではないでしょうか。また、新設される認定下請中小企業取引機会創

出事業者は、親事業者と下請事業者の間を仲介する役割を担いますが、自由かつ公正な取引を阻害するおそれはないのでしょうか。認定事業者による取引の透明性や公正性の確保は、いかに実現し

ますか。教えてください。

昨年六月に、I M D、国際経営開発研究所が公表した世界競争力年鑑において、日本の国際競争力は過去最低の三十四位とされました。私は、この国の競争力低下に強い危機感を抱いておりま

本法律を所管する経済産業省には、日本の競争力強化に対してより一層の使命感と緊張感を持って対応いただくことを強く求めるとともに、私自身も、産業界で技術開発を担当していた当事者として、日本が再び競争力を取り戻すために全力を尽くすことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣堀山弘志君登壇)

○国務大臣(堀山弘志君) 浅野議員からの御質問にお答えをいたします。

二〇三〇年温室効果ガス削減目標についてお尋ねがありました。

先週、総理から、二〇五〇年目標と整合的に野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六%削減することを目指すと、さらに、五〇%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されました。

二〇三〇年に向けては、これまで、総合資源エネルギー調査会や、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年カーボンニュートラル目標を踏まえた議論が進んでおります。

例えば、エネルギー分野では、二〇三〇年における省エネ量の深掘りの見直しや再エネの導入拡大の見直しなどの議論を進めており、こうした点も踏まえつつ、二〇五〇年目標と整合的かつ野心的な目標として、総理が決断されたものと考

えています。

今後、新たな目標に向けた施策を具体化すべく、検討を加速してまいります。

炭素生産性の評価支援についてのお尋ねがあり

ました。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制では、よりCO₂を排出せずに収益を伸ばすことを表す指標である炭素生産性について、その向上につながる設備投資を対象としています。

炭素生産性の計算は、一年に一回は必ず作成される決算書の記載内容と省エネ法の定期報告の内容のみで簡単に計算できることを念頭に置き、申請者の負担がなるべく増えることがないようにしております。

また、これまで自社のCO₂排出量を把握したことがないような、エネルギー使用量の少ない企業に対しては、CO₂排出量を簡単に算定できる計算ツールを提供し、利用しやすい税制とすることを検討しています。

このほか、分かりやすい広報はもちろんのこと、利用者視点に立つて、中小企業にとつても分かりやすく使いやすい税制措置となるように設計をしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

本税制では、炭素生産性の目標を三年以内に最大一〇%以上向上させることを要件としています。また、税制の措置内容として、最大一〇%の税額控除等を設けています。

これらの要件及び措置内容は、非常に高い水準であり、今般の二〇三〇年目標を踏まえても十分なものとしており、現時点で見直す必要はないものと考えております。

D X投資促進税制の要件についてお尋ねがありました。

D X投資促進税制では、インターネット等を介してデータの処理、保管等のI Tサービスが他社から提供される技術をクラウド技術と位置づけ、その活用を税制適用の一つの要件としています。

他方で、D Xの本質は、単にI Tシステムを各部門に導入することではなく、デジタル技術を活用して、新商品、サービスの開発や新たな生産、

販売方式の導入による市場拡大の取組などである
と認識をしております。

こうした観点から、本税制では、クラウド技術
の活用といった要件に加えて、経営戦略と連動し
たデジタルトランスフォーメーション計画の策定
や、一定以上の生産性向上といった企業要素要件
を設けることで、デジタル化の先にある経営改革
や生産性改革を促すこととしております。

カーボンニュートラル投資促進税制やDX投資
促進税制の税制の利用をどのように増やしていく
かについてお尋ねがありました。

税制の活用にあたっては、炭素生産性の目標を
三年以内に一〇%以上向上させることなどを要件
としており、要件に合致しているかを確認するた
め、所管大臣が事前に本法案に基づく計画を認定
する制度としております。

御指摘のとおり、税制の利用件数を伸ばすこと
が重要と認識をしております。計画の認定申請の利便
性や迅速性を確保するため、オンラインによる申
請も可能とし、事業者が迅速かつ円滑に本制度を
活用できるよう、各業界団体を始め、事業者への
説明も積極的に行っていくことで、税制の積極的
な活用を促してまいります。

規制のサンドボックス制度についてお尋ねがあ
りました。

本制度は、これまで、二十件の認定が行われ、
百三十九の事業者が実証に参加しております。

この実証の結果、電動キックボードに関する道
路交通関係省令等の特例措置の整備等が実現を
し、さらに、本法案においても債権譲渡の通知の
電子化に関する民法等の特例措置が盛り込まれる
など、実際に規制改革が実現をしております。

規制のサンドボックス制度の活用により、今
後、フィンテックやIoTなど幅広い分野におい
て、更なる規制の見直しが進んでいくことが期待
できると考えております。

経営力向上計画及びデューデリジェンスの必要

性の周知についてお尋ねがありました。
委員御指摘のとおり、本法案において措置する
金融支援や関連する税制などの支援策が多岐の中
小企業に行き渡ることが重要です。このため、商
工会、商工会議所などと連携し、関連する支援策
のセミナーを開催するなど、経営力向上計画の周
知徹底、利用促進に一層取り組んでまいります。

また、デューデリジェンスを含めたM&A
の基本的な事項などを示した中小M&Aガイド
ラインや、具体例を漫画も交えて解説をした中
小M&Aハンドブックについて、中小企業支
援策のポータルサイトなどを通じて積極的に発信
してまいります。

事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計
画についてお尋ねがありました。
従来の中小企業等経営強化法では、中小企業と
連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対
する支援措置が講じられていませんでした。この
ため、本法案では、このような中堅企業に対し
て、災害発生時の金融支援措置を講ずることによ
り、中堅企業が牽引する形での事業継続力強化を
促すこととしております。

また、事業継続力強化を促進するためには、中
小企業が災害発生リスクを正確に理解することが
必要です。このため、本法案では、地方自治体が
ハザードマップ等を活用して行う、中小企業に対
する災害リスクの周知を後押しすることとしてお
ります。

本法案の措置に加えて、普及啓発を目的とした
シンポジウムの開催や計画の策定支援のための専
門家派遣等も行うことにより、中小企業の事業継
続力の強化を総合的に推進してまいります。

下請振興法改正の必要性及び認定下請中小企業
取引機会創出事業者についてお尋ねがありまし
た。

規制法である下請代金法は、下請振興法と比較
して、対象となる取引が限定的であります。この

ため、今回の法案では、より多くの取引を対象と
する下請振興法を改正し、振興基準に定める事項
として発注書面の交付を明記することで、下請取
引の一層の適正化を図ることとしております。

また、認定下請中小企業取引機会創出事業者の
認定に際しては、中小企業者の不利益となる価格
設定を行わないことを確認するとともに、二年ご
との認定の更新や基準に適合しなくなった場合の
取消しなど、取引の透明性や公正性を確保するた
めの措置を講じてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いた
しました。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑 議長の報告

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後二時七分散会

出席 閣内大臣
外務大臣 茂木 敏充君
厚生労働大臣 田村 憲久君
経済産業大臣 梶山 弘志君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君
環境大臣 小泉進次郎君
国務大臣 麻生 太郎君
国務大臣 河野 太郎君
国務大臣 西村 康稔君

出席 閣外大臣
経済産業副大臣 長坂 康正君

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の
公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自然公園法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

中小企業基本法第十一條第一項の規定に基づく
「令和二年度中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十一條第二項の規定に基づく
「令和三年度中小企業施策」についての文書
小規模企業振興基本法第十二條第一項の規定に
基づく「令和二年度小規模企業の動向」に関する
報告

小規模企業振興基本法第十二條第二項の規定に
基づく「令和三年度小規模企業施策」についての
文書

一、去る二十三日、内閣を經由して新型コロナウイルス
イルス感染症対策本部長菅義偉君から、次の報
告書を受領した。

新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二
條第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感
染症緊急事態宣言の報告
(理事補欠選任)

一、去る二十三日、厚生労働委員会において、次
のとおり理事を補欠選任した。

理事 田畑 裕明君(理事菅原一秀君去る二
十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
長尾 敬君 渡辺 孝一君
牧島かれん君 工藤 彰三君
松本 洋平君 高村 正大君
宮崎 政久君 八木 哲也君
吉川 起君 深澤 陽一君